



鳥取県公報

令和6年3月19日（火）
号外第27号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	ヨーネ病検査等の実施（132）（家畜防疫課）・・・・・・・・・・ 2
	家畜伝染病予防法による注射の命令（133）（〃）・・・・・・・・・・ 3
◇ 病院局管 理規程	鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程（1）（総務課）・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第132号

ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、牛ウイルス性下痢検査、豚熱検査、家きんサルモネラ症（ひな白痢）検査、鳥マイコプラズマ症検査、高病原性鳥インフルエンザ検査及び腐蝕病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

令和6年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

ヨーネ病、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、牛ウイルス性下痢、豚熱、家きんサルモネラ症（ひな白痢）、鳥マイコプラズマ症、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蝕病の発生を予防し、及び予察するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

(1) ヨーネ病検査

ア 繁殖及び種付の用に供し、又は供する目的で飼育している牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、月齢が満24月を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市、岩美郡福部村、八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村並びに気高郡青谷町の区域に限る。）、東伯郡琴浦町（平成16年9月1日町合併前の東伯郡東伯町の区域に限る。）、米子市（平成17年3月31日市町合併前の西伯郡淀江町の区域に限る。）並びに西伯郡日吉津村、大山町（平成17年3月28日町合併前の西伯郡大山町の区域に限る。）及び伯耆町（平成17年1月1日町合併前の日野郡溝口町の区域に限る。）において飼育しているもの（令和6年4月1日以降に放牧するものを除く。）に限る。）

イ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

ウ ア及びイに掲げる牛以外の牛で、令和6年4月1日以降に放牧するもののうち、月齢が満24月を経過したもの

エ その他知事が必要と認める牛

(2) 牛海綿状脳症検査

ア 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に規定する届出の対象となる牛の死体のうち知事が指定するもの（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）

イ その他知事が必要と認める牛の死体

(3) 牛ウイルス性下痢検査

令和6年4月1日以降に県下全域を対象とする放牧場で放牧する牛のうち持続感染牛でないことが確認されていないもの

(4) 豚熱検査

豚及びいのしし（飼養頭数6頭以上の農場に限る。）

(5) 家きんサルモネラ症（ひな白痢）検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏のうち知事が必要と認めるもの

(6) 鳥マイコプラズマ症検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏のうち知事が必要と認めるもの

(7) 高病原性鳥インフルエンザ検査

家きん（飼養羽数100羽以上（だちょうにあっては、10羽以上）の農場に限る。）

(8) 腐蝕病検査

蜜蜂

4 実施の期日

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 検査の方法

(1) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法（エライザ法）、リアルタイムPCR法又はヨーニン検査皮内反応

(2) 牛海綿状脳症検査

酵素免疫測定法（エライザ法）

(3) 牛ウイルス性下痢検査

酵素免疫測定法（エライザ法）

(4) 豚熱検査

酵素免疫測定法（エライザ法）

(5) 家きんサルモネラ症（ひな白痢）検査

ひな白痢急速凝集反応

(6) 鳥マイコプラズマ症検査

臨床検査及び急速凝集反応

(7) 高病原性鳥インフルエンザ検査

臨床検査及び血清抗体検査（エライザ法又は寒天ゲル内沈降反応）

(8) 腐^え蛆病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

鳥取県告示第133号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、豚熱の発生を予防するための注射を受けるよう命ずるので、同条第2項において準用する第5条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

豚熱の発生予防のため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 注射の方法

豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月19日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(随意契約によることができる場合の契約金額)</p> <p>第68条 令<u>第21条の13第1項第1号</u>の管理規程で定める額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(随意契約による手続)</p> <p>第68条の2 管理者は、令<u>第21条の13第1項第3号</u>の規定に基づき随意契約を締結する場合は、契約の機会均等、透明性及び公平性を確保するため、次に掲げる手続を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(入札保証金及び契約保証金)</p> <p>第68条の3 令<u>第21条の14</u>の入札保証金は、入札見積金額の100分の5以上とし、同条の契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(随意契約によることができる場合の契約金額)</p> <p>第68条 令<u>第21条の14第1項第1号</u>の管理規程で定める額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(随意契約による手続)</p> <p>第68条の2 管理者は、令<u>第21条の14第1項第3号</u>の規定に基づき随意契約を締結する場合は、契約の機会均等、透明性及び公平性を確保するため、次に掲げる手続を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(入札保証金及び契約保証金)</p> <p>第68条の3 令<u>第21条の15</u>の入札保証金は、入札見積金額の100分の5以上とし、同条の契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。